

いじめ防止基本方針

令和5度

羽咋市立邑知小学校

目 次

- 1 「いじめ」問題への共通理解・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- 2 重大事態について・・・・・・・・・・・・・・・・P 3、4
- 3 校内生徒指導体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・P 4、5
- 4 いじめチェック表による定期的な点検・・・・・・・・P 6、7
- 5 アンケートの実施・・・・・・・・・・・・・・・・P 8
- 6 いじめ未然防止の取り組み・・・・・・・・P 8、9、10
- 7 いじめ防止年間計画・・・・・・・・・・・・・・・・P 11
- 8 いじめ発見時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・P 12
- 9 問題行動の記録・・・・・・・・・・・・・・・・P 13
- 10 いじめ問題対策チーム・・・・・・・・・・・・・・・・P 13

1 「いじめ」問題への共通理解

○いじめの定義の共通理解（H25年9月施行「いじめ防止対策推進法」）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を示す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

○いじめを許さない学校づくりのための共通理解

①いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識すること

- ・日頃から、児童が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。

②「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底すること

- ・いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すこと。
- ・いじめる児童に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要。

③児童一人一人を大切にできる意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること

- ・教職員の言動が、児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにすることが必要。

④いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること

- ・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行うこと。
- ・いじめ解消の判断は、加害行為が相当期間（3カ月）なく、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

⑤定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること

- ・児童が発するサインを見逃さないよう、児童の実態に併せて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。

⑥震災で被災した児童や新型コロナに関するいじめの未然防止や早期発見、性的少数者（LGBT）や障害のある児童への正しい理解や適切な指導を教職員で共有すること

- ・被災した児童が受けた心身への影響や、慣れない環境への不安感を教職員が十分理解し、心のケアを適切に行うこと。
- ・新型コロナウィルス感染症に関することへのいじめ防止のため、教職員への理解の促進や、児童の心のケアを適切に行うこと。
- ・性的少数者（LGBT）へのいじめ防止のため、教職員の理解の促進や障害のある子どもの特性を踏まえた適切な指導を行うこと。

2 「いじめ」の重大事態について

(重大事態の定義)

○ 法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第 1 号。以下「生命心身財産重大事態」という。）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第 2 号。以下「不登校重大事態」という。）とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。

(1) 重大事態とは

- ① 生命、心身または財産に重大な被害が発生した疑いがある場合
 - ・児童が自殺を企画した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
 - ・相当の期間の目安は、30日間とする。
 - ・児童が一定期間、連続して欠席しているような場合。

なお、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという訴えがあった場合は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」または「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査

教育委員会の指導・助言のもと、すみやかに個別案件対応班を設置し、質問票の使用やその他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

組織の構成については、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、中立性を保って調査する。

調査の実施にあたっては、いじめ行為の事実関係を、できるだけ多くの情報を収集・整理して明確にする。

不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合い、結果を重視し再発防止に取り組む。

(4) 調査結果の提供および報告

① 調査結果の提供

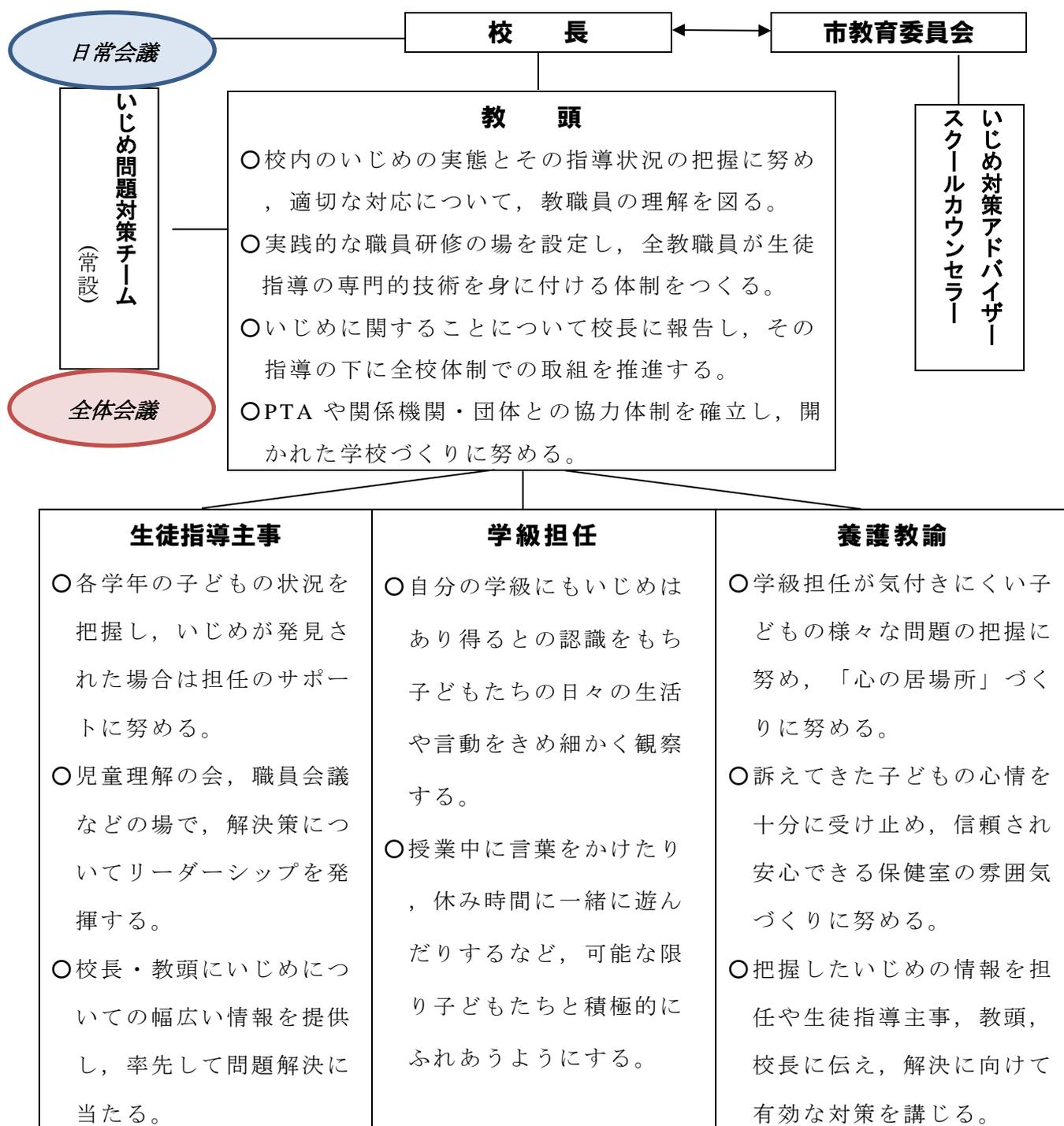
- ・学校はいじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、教育委員会の指導のもと、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供にあたっては、関係者の個人情報に十分に配慮する。

② 調査結果の報告

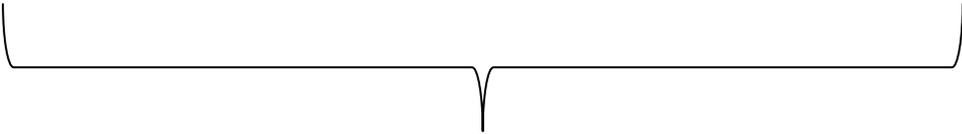
- ・調査結果については、教育委員会に報告する。
- ・学校はいじめを受けた児童及びその保護者が希望する場合には、学校はいじめを受けた児童及びその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に沿える。

3 校内生徒指導体制の充実

- ・校長のリーダーシップの下に、全職員が一致協力して取り組む指導体制を確立する。
- ・子どもや保護者からの相談や訴えについては、どんな些細なことでも校長、教頭に報告する。



<p>○学校、家庭、地域が一体となった指導を進めるため、関係機関・団体との連携を積極的に進める。</p>	<p>○いじめが発生したり、いじめのサインをとらえたりした場合は、一人で抱え込まず、他の教員との連携を図る。</p> <p>○子どもや保護者からの相談や訴えについては、どんな些細なことでも誠意を持って対応する。</p>	<p>○担任と十分な連絡をとり、家庭との連携を密にして問題の解決に努める。</p>
--	---	---



<p style="text-align: center;">教務・級外の教諭</p> <p>○どの学級にもいじめはあり得るという認識を持って学校内のいじめの把握に努める。</p> <p>○担任と共に問題解決に当たる姿勢を示し、いじめの情報を積極的に職員会等で知らせる。</p> <p>○学校内のいじめについて、生徒指導主事や校長、教頭に報告し指導を受ける。また、他の先生方との連携を図る。</p> <p>○学校の指導方針について保護者の理解を深めるため、積極的に情報の収集や提供に努める。</p>
--

4 いじめチェック表による定期的な点検

- ・いじめチェック表による定期的な点検（学期1回）を実施し、いじめの早期発見に努める。

○いじめ発見チェック表（学校用）

場面等	観察の視点（※無理やりやらされている可能性のあるもの）	
朝の会	<input type="checkbox"/> 遅刻，欠席が増える。 <input type="checkbox"/> 表情がさえず，うつむきがちになる。	<input type="checkbox"/> 時間ぎりぎりの登校が目立つ。 <input type="checkbox"/> 出席確認の際，声が小さい。
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる。 <input type="checkbox"/> 用具，机，いす等が散乱している。 <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る。	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる。 <input type="checkbox"/> 周囲がなんとなくざわついている。 <input type="checkbox"/> 席を替えられている。
授業中	<input type="checkbox"/> 頭痛，腹痛などを頻繁に訴える。 <input type="checkbox"/> 保健室によく行くようになる。 <input type="checkbox"/> 筆圧が弱くなる。 <input type="checkbox"/> 正しい答えをひやかされる。 <input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる。	<input type="checkbox"/> グループ分けで孤立しがちである。 ※ふまじめな態度で授業を受ける。 ※ふざけた質問をする。 ※テストで白紙を出す。
休み時間	<input type="checkbox"/> 一人でいることが多い。 <input type="checkbox"/> わけもなく階段や廊下等を歩いている。 <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室等に来る。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> プロレスごっこで負けることが多い。	<input type="checkbox"/> 集中してボールを当てられる。 <input type="checkbox"/> 遊びの中でいつも同じ役をしている。 ※大声で歌を歌う。 ※仲良しでない者とトイレに行く。
給食時	<input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらをされる。 <input type="checkbox"/> グループ分けで孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> その子どもが配膳するといやがられる。	<input type="checkbox"/> 嫌われるメニューの時，多く盛られる。 ※好きなものを級友に譲る。
清掃時	<input type="checkbox"/> 目の前にごみを捨てられる。 <input type="checkbox"/> 最後まで一人でする。	<input type="checkbox"/> ※さぼることが多くなる。 <input type="checkbox"/> ※人の嫌がる仕事を一人でする。
放課後	<input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている。 <input type="checkbox"/> 顔にすり傷や鼻血の跡がある。 <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する。	<input type="checkbox"/> 用事がないのに残っている日がある。 <input type="checkbox"/> ※他の子の荷物を持って帰る。
動作や表情	<input type="checkbox"/> 活気がなく，おどおどしている。 <input type="checkbox"/> 寂しそうな暗い表情をする。 <input type="checkbox"/> 手遊びなどが多くなる。 <input type="checkbox"/> 独り言を言ったり急に大声を出したりする。	<input type="checkbox"/> 視線を合わさない。 <input type="checkbox"/> 教師と話す時に不安な表情をする。 <input type="checkbox"/> 委員をやめたいと言うなど，急にやる気を失う。 <input type="checkbox"/> ※言葉遣いが荒れた感じになる。
持ち物や服装	<input type="checkbox"/> 教科書にいたずら書きされる。 <input type="checkbox"/> 持ち物，靴，傘などを隠される。	<input type="checkbox"/> 刃物など危険なものを所持する。
その他	<input type="checkbox"/> 日記，作文，絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。 <input type="checkbox"/> 教科書，教室の壁，掲示物などに落書きがある。 <input type="checkbox"/> 教材費，写真代などの提出が遅れる。 <input type="checkbox"/> 新型コロナに関する差別的な言動がみられる。	<input type="checkbox"/> 飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする。 <input type="checkbox"/> くつ箱の中にいやがらせの手紙が入っている。 <input type="checkbox"/> ※校則違反，万引きなどの問題行動が目立つようになる。

○いじめ発見チェック表（家庭用）

	観察の視点（特に変化が見られるもの）	✓
1	衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。	
2	風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡などを見られるのを避けるため）	
3	買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。	
4	教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。	
5	食欲がなくなったり、体重が減少したりする。	
6	寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。	
7	表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。	
8	いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。	
9	部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり涙を流したりする。	
10	言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり八つ当たりしたりする。	
11	親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。	
12	ナイフ（刃物）を隠し持つことがある。	
13	登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。	
14	家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。	
15	親しい友だちが家に来なくなり、友だちと遊ぶことが減った。	
16	「どうせ自分はだめだ！」などの自己否定的な言動が見られる。	
17	SNSやインターネットに興味を持ち、長時間することが増えてきた。	

5 生活いじめアンケートの実施

- ・ 県教委配布用紙を利用し，学期に1回実施する。（2学期はフォームアンケートも実施する。）
- ・ いじめチェック表・Q-U・児童の様子によっては随時行う。
- ・ いじめがあると判断できる場合，「9 いじめ発見時の対応」に沿って迅速に対応する。

6 Q-Uの実施

- ・ 全児童に対し，Q-Uを年2回実施する。
- ・ 分析結果を学級経営に生かし，場合によっては「5 生活いじめアンケート」を実施する。

7 いじめ未然防止の取り組み

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、学校長のリーダーシップのもと全ての教職員が取り組む必要がある。未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出していくものと期待される。

①【わかる授業づくり】

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。

【取組例】

「わかった」「できた」「使えた」が実感できる授業づくり思わず取り組みたくなるような課題を設定し、児童生徒の主体的な参加を促すとともに、まとめや振り返りの時間を確保する。

学習指導の場における積極的な生徒指導学習指導に際し、児童生徒に自己存在感を与えること、共

感的な人間関係を育成すること、自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること、安心できる授業風土を醸成する4つの視点に留意する。

「学び合い学習」 学習過程や学習形態を工夫し、全ての児童生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるようにする。

「教職員の学び合い」 教職員が互いの授業を気軽に参観できる体制づくりを進め、互いにアドバイスし合うことで授業改善を図る。

②【道徳教育や人権教育等の充実】

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

【取組例】

学校の教育活動全体を通じた道徳教育道徳教育の目標（自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基礎となる道徳性を養う）を全教職員で共通理解し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を意図的・計画的に実践する。

「考え、議論する道徳」いじめに関する事例を取り上げ、児童生徒が自分自身のこととして、多面的・多角的に考え、議論していくような授業を積極的に行う。

「魅力的な教材の開発や活用」児童生徒にとって魅力的な地域教材の開発や地域人材の活用等を推進し、児童 生徒の心に残る道徳の時間を心がける。

「人権教育講話・人権教室」校内・校外講師による人権教育講話や人権教室を開催し、感想等を交流する活動を通して、一人一人の人権感覚を磨く。

③【規範意識の育成】校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、児童生徒が心して学ぶことができる環境を作る。

【取組例】

問題行動への対処 「社会で許されない行為は、学校においても許されない」といった毅然とした指導方針を示し、「社会の一員」としての責任と義務を指導する。

「学習ルールの徹底」学校として揃えていくべき事柄を全教職員で確認し、共通理解したことは、徹

底してやり通す。

④【自己有用感や自己肯定感を育む取組】ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることでできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。

【取組例】

「ピア（仲間）・サポート」異学年等の交流を通じ、「お世話される体験」と成長したあとに「お世話する体験」の両方を経験し、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲などを培う。

「親子（地域の方）共同作業」家庭や地域の人々などにも協力を求め、幅広い大人から認められているという思いが得られるような共同作業を行う。

⑤【児童会・生徒会などが中心となる取組】「いじめを絶対に許さない」という意識を児童生徒一人一人につけ、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくる。学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。

⑥【体験活動を取り入れた取組】奉仕活動や自然体験、異年齢集団での活動などを通じて、感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心を育んだりするなど、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

【取組例】

「高齢者とふれあう活動」特別養護老人ホーム等を利用する、お年寄りの話し相手をしたり、一緒に活動したりする。

「異年齢集団活動」清掃区域等を学年の縦割りで担当し、年間を通して上級生と下級生が助け合って作業する。

⑦【児童生徒が主体的に活動する取組】自分以外の考え方にふれ、物事を多面的な立場で捉え、相手や周りを気遣う気持ちを身に付ける。

⑧【家庭や地域と連携した取組】児童生徒だけではなく、家庭や地域と協力して「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」に取り組む。

8 いじめ防止年間計画

月	学校長	教頭	教務	生徒指導・学担・養護教諭
4	学校におけるいじめ問題対策チーム設置 校内巡視	校内・校外組織の連絡調整 校内巡視	PTA総会で、いじめに関するアンケートやQ-U実施についての説明	あいさつ運動・児童理解の会、学習生活オリエンテーション
5	校内巡視 いじめ防止についての校内研修会開催	校内巡視。必要に応じて外部講師を依頼することの確認	スクールカウンセラーとの日程調整	いじめ調査・児童理解の会
6	学級担任との面談 校内巡視	学級担任との面談 校内巡視	いじめ問題対策チーム情報交換会の日程調整	児童理解の会・Q-U
7	校内巡視	校内巡視		児童理解の会
8	校区内巡視	校区内巡視	児童集会の調整 校区内巡視	校区内巡視 校内研修会（いじめ）
9	校内巡視	校内巡視	いじめ問題対策チーム情報交換会の日程調整	いじめ調査・児童理解の会・学習生活オリエンテーション
10	学級担任との面談 校内巡視	学級担任との面談 校内巡視		Q-U・児童理解の会
11	校内巡視	校内巡視	人権担当、児童会担当との連携による集会の日程調整	児童理解の会
12	校内巡視	校内巡視		児童理解の会 人権教室
1	校内巡視	校内巡視	いじめ問題対策チーム情報交換会の日程調整	児童理解の会・学習生活オリエンテーション
2	校内巡視	校内巡視		学校評価によるチェック。 いじめ調査
3	校内巡視	校内巡視		児童理解の会

※生徒指導主事が進捗状況をチェックする。

9 いじめ発見時の対応

・いじめられた側、いじめた側の両面から全職員で迅速に対応する。

いじめられた側	
児童への対応	保護者への対応
<ol style="list-style-type: none"> いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。 決して一人では悩まず、必ず親や教師など誰かに相談すべきことを十分指導する。 いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。 いじめた子どもを謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かに継続して見守る。 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自らから進んで取り組めるような活動を通してやる気を起こさせ、自信を持たせる。 いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、弾力的に対応をする。 	<ol style="list-style-type: none"> いじめの訴えはもちろん、どんな些細な相談でも真剣に受け止め、誠意ある対応をする。 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを伝える。 いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じて個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認められることを伝える。 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。
いじめた側	
児童への対応	保護者への対応
<ol style="list-style-type: none"> まず、いじめられた児童生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。 当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出てこないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。 いじめていた子どもがどんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、何がいじめであるのかを分からせる。 いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。 いじめが解決したと見られる場合でも、教師 	<ol style="list-style-type: none"> いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者のつらく悲しい気持ちに気づかせる。 教師が仲介役になりいじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。 いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

7 十分な指導にも関わらず、なおいじめが一定の限度を超える場合には、いじめられている子どもを守るために、いじめる子どもに対して出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。出席停止になった子どもには立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。

10 問題行動の記録

- ・いじめ等の問題行動が発生した場合は、時間に沿って記録をとりながら対応していく。
- ・生徒指導個人カードに記録をまとめ、次年度へ引き継ぐ。
- ・個人情報等の紛失等に十分注意を払い、慎重に取り扱う。

11 いじめ問題対策チーム

職名・校務分掌等	氏名	備考 (外部人材に○)
校長	濱田 弘一	
教頭	井田 朋樹	
教務	三室 大樹	
特別支援コーディネーター 教育相談コーディネーター	松田 裕子	
特別支援コーディネーター	岡田 真紀	
養護教諭	吉野 須也子	
生徒指導主事	湯口 拓也	
いじめ対応アドバイザー	北嶋 邦英	○
スクールカウンセラー	河辺 誠二	○

※必要に応じて、迅速に、組織的に対応できるよういじめ問題対策チームを招集する。